

## 平成 27 年度野洲市総合計画外部評価委員会当初ヒアリング次第

平成 27 年 8 月 3 日(月) 午後 3 時 45 分から  
野洲市役所 3 階第 2 委員会室

### 1、 野洲市債権管理条例制定に至る経緯と条例の特徴について

- ・ 経緯 (資料①参照)
  
- ・ 特徴 (目的) (資料①参照)
  - 債権管理の効率化 (債権放棄含む)
  - 生活困窮者への支援

### 2、 債権管理業務の体制と手法の整備

- ・ 債権管理業務体制 (資料②参照)
  
  
- ・ 平成 27 年度における業務 (資料③④参照)

### 3、 債権管理業務における課題 (資料⑤参照)

- ・ 情報の共有化が困難 (強制徴収公債権と私債権等)
- ・ 債権の解釈
- ・ 生活困窮者の市民生活相談課への誘導方法

### 4、 その他

## 資料 ①

### 1、 野洲市債権管理条例制定経緯

- ・ 効率的な債権の一元管理
- ・ 多重債務者に関する市民生活相談部局と納税部局の連携→生活困窮者への支援

上記に対応するため、平成 25 年度に野洲市債権適正管理検討プロジェクトチームを債権管理関係所管職員により設置



野洲市債権管理条例等の施行（平成 27 年 4 月 1 日）

### 2、 野洲市における債権管理体制の特徴

#### ① 生活困窮者支援

上位法である地方自治法施行令 171 条の 5 に加え、野洲市債権管理条例第 6 条に徴収停止項目を設けられている。

#### 参考資料

##### 債権管理条例第 6 条

(徴収停止)

第 6 条 市長は、非強制徴収公債権等で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。)第 171 条の 5 各号に掲げるもののほか、債務者が著しい生活困窮状態(生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の適用を受けているとき、又はこれに準ずる状態をいう。以下同じ。)にあり、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

##### 地方自治法施行令

第 171 条の 5 普通地方公共団体の長は、債権(強制徴収により徴収する債権を除く。)で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

(1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、

かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。  
(2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。  
(3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

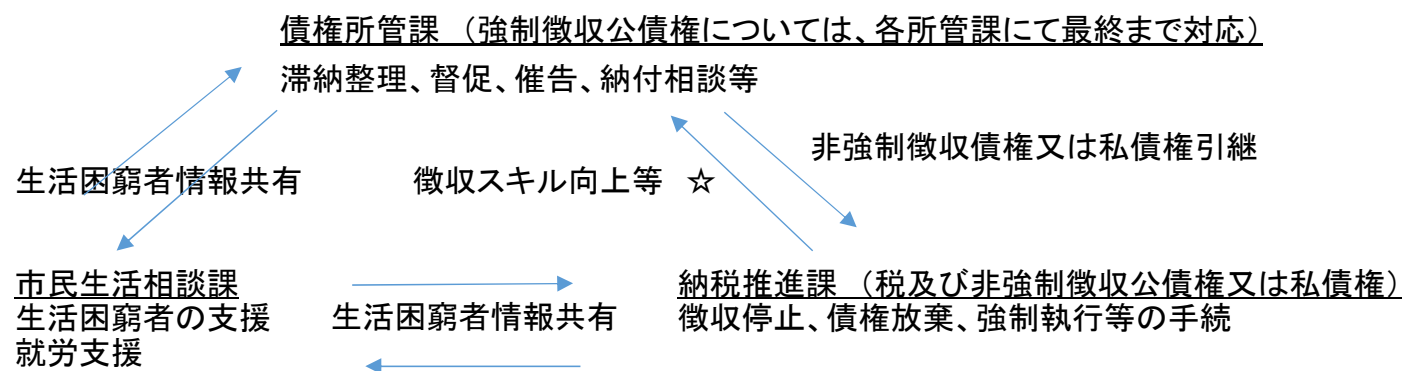
- ② 非強制徴収債権及び私債権の法的措置及び私債権放棄関係業務を納税推進課が所管（強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権の違いについては、別紙分類表を参照のこと。）
  
- ③ 債権管理の効率化（合同研修等）  
ただし、情報の共有化は難しい。

## 資料 ②

### 野洲市債権管理条例等運用連絡会議について (平成27年6月1日から)

#### 主な目的

債権管理条例の具体的運用に向けた関係所管課との連携や徴収率向上、そしてこれらの業務の中で確認された生活困窮者支援等



☆収納率向上を目的とした滞納整理に関する情報交換や合同研修

#### 全体として

★徴収業務における契約弁護士による相談・研修サポート(面談年6回 メールや電話での相談は随時)

★徴収率向上を目的とした効果的な徴収方法の検討(例:カード払いやペイジー払い及び納税等催告の民間委託化等)

## 資料 ③

### 平成 27 年度債権管理業務スケジュールについて

(平成 27 年 8 月 3 日現在)

#### 1、平成 27 年 5 月 18 日 「職員研修会」

対象：担当者レベル

(野洲市債権管理条例運用担当者会議設置要綱に定める関係所属)

内容：債権管理事務の概要（初歩的内容）

#### 2、平成 27 年 6 月 1 日

##### 「野洲市債権管理条例等運用連絡会議設置要綱の施行」

(資料②参照)

- ① 目的：債権管理条例の具体的な運用方法及び徴収率の向上
  - ・納税推進課への非強制債権移管の基準作成（各非強制債権所管課へのヒアリング等の実施）
  - ・野洲市債権管理マニュアル等の適宜改正。
  - ・生活困窮者に関する市民生活相談課との具体的な連携方法
  - ・収納率向上を目的とした滞納整理に関する情報交換や合同研修
  - ・効果的な徴収方法の検討（例：カード払いやペイジー払い及び納税等催告の民間委託化等）
- ② 参加対象所属（主なもの。実際には占用料を始めとし、多種多様ある。）
  - ・強制徴収公債権部局  
：納税推進課（税一般）保険年金課（後期高齢者医療保険料）、高齢福祉課（介護保険料）こども課（保育園保育料）
  - ・非強制徴収債権部局（私債権含む）  
：住宅課（公営住宅使用料）、学校教育課（給食費等）、子ども課（幼稚園保育料等）、環境課（墓地使用料）、文化ホール（公共施設使用料）、上下水道課（水道料金等 ただし、下水道使用

料や受益者負担金等は、強制債権) 社会福祉課 (生活保護費返還金 一部、強制債権有)、

・その他 : 総務課 (法規担当)、市民生活相談課 (オブザーバー)、納税推進課 (事務局)

③ その他

・各債権所管課において相談等の個別案件がある場合、納税推進課を經由して顧問弁護士に常時、相談を行う。(直接面談年 6 回 メール及び電話での相談等は随時)

### 3、平成 27 年 6 月 24 日

#### 「第 1 回野洲市債権管理条例等運用連絡会議」

内容 : ・日常の収納業務における生活困窮者への対応 (市民生活相談課)  
・非強制債権の納税推進課への移管基準策定の今後の予定について

場所 : 東別館第 2 会議室

参加者 : 関係債権所管課職員 15 名 事務局 2 名

### 4、平成 27 年 7 月 14 日から 16 日

「移管債権基準作成のために各債権について債権所管課とのヒアリング」

### 5、平成 27 年 8 月中

#### 「第 2 回野洲市債権管理条例等運用連絡会議」

・非強制債権の納税推進課への移管基準策定について  
・債権管理マニュアル改定について

### 6、平成 27 年 9 月初旬

- ・非強制債権の納税推進課への移管基準策定
- ・債権管理マニュアルの改定案策定

## 7、平成 27 年 10 月から 11 月

### 「移管債権内容の確定（時効債権等の確認）」

- ・ 移管債権基準に基づき各所属で準備  
→ 滞納者へ納税推進課への移管通知文書等の発送
- ・ 個別案件毎に納税推進課と協議し、その結果、納税推進課長の承諾を得た債権の納税推進課債権管理担当への引渡しを行う。
- ・ 移管を受けた納税推進課から移管した旨の文書等を送付

## 8、平成 27 年 10 月 「研修会」 市民生活相談課と共同開催

対象：全職員

内容：生活困窮者への対応方法

## 9、平成 27 年 11 月から 「業務内容確定」

・ 各個別案件ごとに現場確認、担当課との情報交換及び財産調査等を行い債権放棄及び訴訟等の方針を決定する。内容によっては、12 月補正にて訴訟費用の計上が必要。

## 10、平成 27 年 12 月から 「各個別案件ごとに対応開始」

## 11、平成 28 年 1 月から 2 月

### 「野洲市債権管理審査会開催（債権放棄決定）」

## 12、平成 28 年 2 月から 3 月

### 「議会へ債権放棄案件について報告」

## 資料 ④

### 平成 28 年度以降の年間スケジュール

#### 4 月から 6 月

- ・各債権所管課において債権放棄又は訴訟等へ移行する案件の抽出
- ・4 月半ばに野洲市債権管理条例等運用連絡会議を開催し、説明会を開催予定。併せて債権に関する委託弁護士による研修も開催予定

#### 7 月

- ・各債権所管課とのヒアリングを実施後、移管債権を決定

#### 9 月

- ・移管手続後、納税推進課にて法的手段による処理分については、財産調査等の事務を進める。

#### 10 月

- ・全職員対象に生活再建支援に関する研修

#### 1 月から 2 月

- ・野洲市債権管理審査会開催（債権放棄決定）

#### 2 月から 3 月

- ・議会へ債権放棄案件について報告

#### 通 年

- ★弁護士による収納業務支援（面談年 6 回・メール又は電話での相談は随時）
- ★前年度からの継続案件がある場合は、その業務
- ★最終処理が法的処理となる場合は、その処理



## 資料 ⑤

### 債権管理事務における課題について

#### ① 情報の共有化

- 強制徴収公債権は、地方税法や国税徴収法等の規定が有。また、地方税法 22 条による守秘義務により、情報の相互交換が困難
- 私債権や非強制徴収公債権の場合、上位法に規定がなし。

地方税法

(秘密漏えいに関する罪)

第 22 条 地方税に関する調査(不服申立てに係る事件の審理のための調査及び地方税の犯則事件の調査を含む。)若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和 44 年法律第 46 号)の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

#### ② 債権の解釈

例 1 : 上水道料金

平成 15 年最高裁不受理判例により、非強制徴収公債権から私債権に変更

例 2 : 国保医療費還付金

具体的な判例なし。私債権か、非強制徴収公債権。野洲市では弁護士と相談して非強制徴収公債権にて処理予定

#### ③ 生活困窮者の市民生活相談課への誘導方法

- 今後の研修課題
- 差押の実施よりも債権整理の方が納税額を生み出しやすい。
- 市民生活相談課への誘導により市民生活の安定にもつながる。

# 参考資料①

## 市債権分類表

### 1 債権の区分

区分	公債権		私債権	
定義	公法上の原因（処分）に基づいて発生する債権		私法上の原因（主に契約）に基づいて発生する債権	
	<b>強制徴収公債</b>	<b>非強制徴収公債</b>	貸金	貸付金以外
性格	地方税法の滞納処分の例によるもの 個々の法令により強制徴収手続が規定されている債権（裁判所の手続が不要） *地方税法の滞納処分（強制執行）することができる債権	地方税の滞納処分の例によらないもの 個々の法令で強制徴収手続が規定されていない債権（裁判所の手続が必要） *地方税の滞納処分（強制徴収）することができず、民事訴訟手続きによる強制執行が必要な債権	市と市民が対等な立場で契約するもの 主に市と相手方が両当事者の合意に基づいて発生する債権（強制徴収には裁判所手続が必要） *私法上の原因に基づいて発生する債権	
発生	公法上の原因（不服申立可）		公法上の原因（不服申立不可）	
督促	時効の中断（不服申立可）		時効の中断（不服申立不可）	
時効	2年又は5年（地方自治法第236条第1項、第2項 他）		1～10年（民法第167条等、時効の援用要）	
延滞金等	延滞金（年14.6%）		違約金・遅延損害金（契約や法令による）	
滞納債権の徴収方法	滞納処分	民事事件の裁判手続きによる		
主な債権名	税一般 他	公共施設使用料 他	住宅使用料 他	

### 2 市の債権

#### (1) 主な強制徴収公債権

債権名	徴収根拠	時効根拠	時効期間	時効援用不要の根拠	督促の時効中断の根拠	督促・延滞金の根拠	滞納処分の根拠
市税	地方税法第2条、野洲市税条例	地方税法第18条第1項	5年	地方税法第18条第2項	地方税法第18条の2	地方税法第329条第1項（督促）、第326条（延滞金） 税条例第19条（延滞金）、第21条（督促） 他	地方税法第331条第6項 他
国民健康保険税	地方税法第703条の4第1項、野洲市国民健康保険税条例第1条第1項	地方税法第18条第1項	5年	地方税法第18条第2項	地方税法第18条の2	地方税法第726条（督促）、第723条（延滞金）、野洲市督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例第2条第1項、第4条第1項（延滞金）	地方税法第728条

後期高齢者医療保険	高齢者の医療の確保に関する法律第104条、第113条、野洲市後期高齢者医療に関する条例第2条	高齢者の医療の確保に関する法律第160条第1項	2年	高齢者の医療の確保に関する法律第160条第1項	高齢者の医療の確保に関する法律第160条第2項	地方自治法第231条の3第1項、第2項 野洲市後期高齢者医療に関する条例第5条第1項、第6条第1項(延滞金)	高齢者の医療の確保に関する法律第113条、地方自治法第231条の3第3項
介護保険料	介護保険法第129条、第144条、野洲市介護保険条例第13条	介護保険法第200条第1項	2年	介護保険法第200条第1項	介護保険法第200条第2項	地方自治法第231条の3第1項、第2項 野洲市介護保険条例第17条第1項、第18条第1項(延滞金)	介護保険法第144条 地方自治法第231条の3第3項
道路占用料	道路法第39条、野洲市介護保険条例第2条	道路法第73条第5項	5年	道路法第73条第5項	地方自治法第236条第4項	道路法第73条第1項、第2項、野洲市督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例第2条第1項、第4条第1項(延滞金)	道路法第73条第3項
準用河川土地占用料(流水・産出物)	河川法第32条第1項、野洲市準用河川占用料条例第4条	河川法第74条第4項	5年	河川法第74条第4項	地方自治法第236条第4項	河川法第74条第1項、第2項 同条第5項(延滞金)	河川法第74条第3項
下水道使用料	下水道法第20条第1項 野洲市公共下水道使用料条例第3条第1項	地方自治法第236条第1項	5年	地方自治法第236条第2項	地方自治法第236条第4項	地方自治法第231条の3第1項、第2項 野洲市督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例第2条第1項、第4条第1項(延滞金)	地方自治法第231条の3第3項(地方自治法付則第6条第3号)
下水道受益者分担金(公共下水)	地方自治法第224条、都市計画法第75条、野洲市公共下水道事業受益者負担に関する条例第7条、	地方自治法第236条第1項、都市計画法第75条第7項	5年	地方自治法第236条第2項	地方自治法第236条第4項	地方自治法第231条の3第1項、第2項 都市計画法第75条第3項 同条第4項(延滞金)、野洲市督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例第2条第1項、第4条第1項(延滞金)	地方自治法第231条の3第3項
下水道受益者分担金(農排下水)	地方自治法第224条、野洲市農業集落排水事業分担金徴収条例第3条第1項	地方自治法第236条第1項	5年	地方自治法第236条第2項	地方自治法第236条第4項	地方自治法第231条の3第1項、第2項 野洲市督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例第2条第1項、第4条第1項(延滞金)	地方自治法第231条の3第3項
保育所保育料	児童福祉法第51条、第56条第3項、野洲市保育所保育料徴収規則第5条	地方自治法第236条第1項	5年	地方自治法第236条第2項	地方自治法第236条第4項	地方自治法第231条の3第1項、第2項 野洲市督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例第2条第1項、第4条第1項(延滞金)	児童福祉法第56条第7項

## (2) 主な非強制徴収公債権

債権名	徴収根拠	時効根拠	時効期間	時効援用不要の根拠	督促の時効中断の根拠	督促・延滞金の根拠
幼稚園保育料	地方自治法第 225 条、野洲市立幼稚園条例第 5 条	地方自治法第 236 条第 1 項	5 年	地方自治法第 236 条第 2 項	地方自治法第 236 条第 4 項	地方自治法第 231 条の 3 第 1 項、第 2 項、野洲市督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例第 2 条第 1 項、第 4 条第 1 項 (延滞金)
公共施設使用料	地方自治法第 225 条、野洲市総合体育館条例第 14 条 他	地方自治法第 236 条第 1 項	5 年	地方自治法第 236 条第 2 項	地方自治法第 236 条第 4 項	地方自治法第 231 条の 3 第 1 項、第 2 項、野洲市督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例第 2 条第 1 項、第 4 条第 1 項 (延滞金)
子どもの家使用料	地方自治法第 225 条、野洲市こどもの家条例第 11 条第 1 項、第 2 項	地方自治法第 236 条第 1 項	5 年	地方自治法第 236 条第 2 項	地方自治法第 236 条第 4 項	地方自治法第 231 条の 3 第 1 項、第 2 項、野洲市督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例第 2 条第 1 項、第 4 条第 1 項 (延滞金)
行政財産目的外使用料	地方自治法第 225 条、野洲市行政財産使用料条例第 4 条第 1 項	地方自治法第 236 条第 1 項	5 年	地方自治法第 236 条第 2 項	地方自治法第 236 条第 4 項	地方自治法第 231 条の 3 第 1 項、第 2 項、野洲市督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例第 2 条第 1 項、第 4 条第 1 項 (延滞金)
法定外公共物の使用料	地方自治法第 225 条、野洲市法定外公共物管理条例第 9 条第 1 項	地方自治法第 236 条第 1 項	5 年	地方自治法第 236 条第 2 項	地方自治法第 236 条第 4 項	地方自治法第 231 条の 3 第 1 項、第 2 項、野洲市督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例第 2 条第 1 項、第 4 条第 1 項 (延滞金)
水道手数料(設計審査等)	地方自治法第 227 条、水道事業給水条例第 31 条第 1 項	地方自治法第 236 条第 1 項	5 年	地方自治法第 236 条第 2 項	地方自治法第 236 条第 4 項	地方自治法第 231 条の 3 第 1 項、第 2 項、野洲市督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例第 2 条第 1 項、第 4 条第 1 項 (延滞金)
下水道手数料(指定工事店登録)	地方自治法第 227 条、野洲市下水道条例第 34 条第 1 項	地方自治法第 236 条第 1 項	5 年	地方自治法第 236 条第 2 項	地方自治法第 236 条第 4 項	地方自治法第 231 条の 3 第 1 項、第 2 項、野洲市督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例第 2 条第 1 項、第 4 条第 1 項 (延滞金)
ごみ処理手数料	地方自治法第 227 条、野洲市手数料条例第 2 条第 2 項	地方自治法第 236 条第 1 項	5 年	地方自治法第 236 条第 2 項	地方自治法第 236 条第 4 項	地方自治法第 231 条の 3 第 1 項、第 2 項、野洲市督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例第 2 条第 1 項、第 4 条第 1 項 (延滞金)
各種照明手数料	地方自治法第 227 条、野洲市手数料条例第 2 条第 1 項	地方自治法第 236 条第 1 項	5 年	地方自治法第 236 条第 2 項	地方自治法第 236 条第 4 項	地方自治法第 231 条の 3 第 1 項、第 2 項、野洲市督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例第 2 条第 1 項、第 4 条第 1 項 (延滞金)
生活保護費返還金	生活保護法第 63 条、第 78 条	地方自治法第 236 条第 1 項	5 年	地方自治法第 236 条第 2 項	地方自治法第 236 条第 4 項	地方自治法第 231 条の 3 第 1 項、第 2 項、野洲市督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例第 2 条第 1 項、第 4 条第 1 項 (延滞金)

### (3) 主な私債権

債権名	徴収根拠	時効根拠	時効期間	時効援用の根拠	督促の時効中断の根拠
学校給食費	野洲市学校給食負担金徴収規則第4条第1項	民法第173条第3項	2年	民法第145条	地方自治法第236条第4項
墓園使用料	野洲市墓地公園条例第9条	民法第169条	5年	民法第145条	地方自治法第236条第4項
市営住宅使用料	公営住宅法第16条、野洲市営住宅条例第20条	民法第169条	5年	民法第145条	地方自治法第236条第4項
市営住宅駐車場使用料	野洲市営住宅条例第64条	民法第169条	5年	民法第145条	地方自治法第236条第4項
上水道料金	地方公営企業法第21条野洲市水道事業給水条例第24条	民法第173条第1号	2年	民法第145条	地方自治法第236条第4項
土地建物貸付料	契約書	民法第169条	5年	民法第145条	地方自治法第236条第4項
土地売却収入	契約書	民法第167条第1項	10年	民法第145条	地方自治法第236条第4項
光熱水費負担金	契約書	民法第167条第1項	10年	民法第145条	地方自治法第236条第4項